

日本労働年鑑 第51集 1981年版  
The Labour Year Book of Japan 1981

第三部 労働政策

V 社会保障

2 公的年金制度の改革問題

社会保障制度審議会の建議—二階建年金で六五歳から支給

社会保障制度審議会は、七九年一〇月一八日に「高齢者の就業と社会保険年金——続・皆年金下の新年金体系」を首相に建議した。今回の建議は七七年一二月の建議の続編というべきものであり、前回が基本年金を重点としていたのにたいし、今回は社会保険年金に重点をおき、支給開始年齢を六五歳としている。そのため高齢者の就業問題にかなりのウェイトをおいているが、建議書は「序説・高齢化社会と基本年金、第一・高齢者の就業、第二・社会保険年金の再編成、結び」からなっている。

【建議書の要旨】

序説 (1)所得型付加価値税・年金税を財源とする基本年金の創設によって国庫負担二兆五〇〇〇億～三兆円の廃止により国の財政再建に役立つこと、(2)国民の経済的負担力の上に立つ年金財政の安定と確立の方向を示している。そして基本年金は現在の公的年金とは別個に新設し、厚生年金、国民年金などからは国庫負担分がとり除かれたものが基本年金の上に接合される。この基本年金については老人夫婦世帯の家計費における経常的部分のおおむね二分の一を基準とし、六五歳以上の国民に対し、年齢のみを条件として均一の定額で支給する。

第一部・高齢者の就業 (1)高齢、若齢人口の将来推計を示し、将来増加する高齢者とこれを扶養する若齢者の関係を明らかにし、今後の負担がいかに大きくなるかを示すことによって支給開始年齢を六五歳にすることの国民的合意を得ようとしている。(2)支給開始年齢を六五歳に上げた場合の措置として、定年延長の目標は当面六〇歳とされているが、これが達成された暁には、六〇歳を超える定年延長のほか、勤務延長、再雇用などにより、六五歳までの継続雇用が可能となるよう必要な施策を講ずるが、この場合、賃金体系、昇進システムなどに関係するため労使の自主的対応に依拠する面が多いことは否定できないとしている。

第二部・社会保険年金の再編成 (1)基本年金の上に上積みされる社会保険年金は、この上積みによって老後生活への経済的基盤が確立されるとの認識に立っている。(2)支給開始年齢は基本年金と同様に六五歳となっているが、坑内夫、船員等の特殊な職種や長期失業者には、五年程度引下げ早期支給する。そして、年金と雇用保険の給付の重複をさけるため、六五歳以上の者に対しては原則として年金を中心として雇用保険の失業給付は支給しない。なお六五歳以上の在職者については、年金を支給することになっているが、高所得者への支給停止、所得別による一部支給停止、在職する限り

七〇歳までの支給停止も考慮すべきであるとしている。これらの制限措置は保険集団それぞれの判断において決定するのが望ましい。(3)制度運営は、公の管理と強制加入を要件とし、拠出に応じた年金とする。給付水準は基本年金のもつ一律性に弾力性を与え、かつそれを補強することができるとのメリットをあげている。ただし算定方法については、厚生年金の場合、報酬比例部分とのバランスを保つために定額部分に一定の限界を設けることを提言している。これは定額部分が基本年金に相当するとの考え方から、これを低く抑える考え方となっている。(4)また財政面については、前回の建議で国庫負担のない社会保険の方式を提言していることから給付を賄う財源は拠出制保険料と積立金の運用の成果にまつこととし、この積立金の運用にさまざまな制約を緩和し、できる限り有利にその運用をはかる方法を考えるべきだとしている。なお、制度の建て方は統合や財政調整などの方法はとらず、現行の制度で運営する。

このほかの項目は、通算年金、企業年金、共済年金、国民年金、女子の年金、遺族年金など。

## 厚生年金・国民年金法改正問題

厚生省は厚生年金と国民年金については、五年に一度、保険料収入や給付水準を見直す大改正作業(財政再計算)をおこなっており、一九八一年度がその年にあたるが、今回は七九年四月に年金全般の長期的問題点について年金制度基本構想懇談会(厚相の私的諮問機関、有沢広巳会長)の報告書が出たこともあって、この実施を一年繰り上げて、八〇年度におこなうことにした。このため厚相の公式諮問機関である社会保険審議会、国民年金審議会は八〇年度の法改正の具体的な指針づくりにあたることになった。とくに厚生年金の改正で最大の焦点になったのは、支給開始年齢の繰り延べ問題であった。

〔社会保険審議会の意見書〕社会保険審議会は、七九年九月三日意見書をまとめ橋本厚相に提出することになった。この意見書では、定年延長問題をかかえる使用者側委員と現在の雇用不安のなかで年金の繰り延べに強い抵抗を示す労働側委員の意向が一致して、その結果、当面は年齢を引き上げるべきでないとする慎重論が前面に出る格好となった。しかし、将来展望として、支給開始年齢の問題は、将来の給付費用の増大を考えると、避けることはできないとの点では意見の統一がはかられている。このほか意見書では遺族年金の充実が提言された。

〔国民年金審議会の意見書〕一方、国民年金審議会も九月二六日に意見書をまとめて橋本厚相に提出した。意見書は、長期的展望に立って、給付と負担の均衡を重視しなければならないとして、給付改善については、(1)自営業者の生活実態、(2)賃金、物価など国民生活の動向、(3)比較的低所得者が多い加入者の掛け金負担能力などを勘案してすすめていく、との考えを示した。この考え方により拠出制年金(一〇年年金・五年年金をふくめて)および無拠出制の老齢福祉年金の給付改善を提言している。

ただ、一〇年年金(現在、月額二万四七四二円)との間である程度の差を残すべきだとしているため、福祉年金が二万五〇〇〇円を超えるのはむずかしいとみられている。掛け金については、(1)急激な負担増をさけるため、段階的に引き上げていくスケジュールを設定、(2)年金制度は社会連帯の理念にもとづき、加入者が保険料を確実に支払うことによって成り立つ旨を周知させるなどとしている。

厚生省は、この両審議会の意見書をうけて改正案を作成し、八〇年一月一九日、関係審議会の社会保険審議会、国民年金審議会、社会保障制度審議会にそれぞれ諮問をおこなった。

厚生省作成の改正案の主な内容はつぎのとおりである。

(1)厚生年金で標準的な年金額を一三万六〇〇〇円(三〇年加入夫婦)に引き上げ、さらに遺族年金の寡婦加算額を引き上げるなどの給付改善、(2)財政の安定化から支給開始年齢を二〇年の経過措置で六〇歳から六五歳(一般男子)に引き上げ、さらに保険料率を一〇〇〇分の九一から一〇〇〇分の一〇九に引き上げる、(3)国民年金は年金額の引上げと母子加算の創設、さらに財政対策として保険料を四五〇〇円(五六年四月から)に引き上げる。(5)児童扶養手当、特別児童扶養手当の額についても福祉年金に準じて引き上げる。

この改正案について各審議会は、それぞれ二月八日、九日、一二日付けで野呂厚相に答申書を提出した。社会保険審議会は、改正案に六五歳支給開始年齢引上げが取り入れられていることから、答申の尊重問題をただすとともに、雇用の安定化(六〇歳定年)、官民格差の拡大問題を取り上げ、批判の答申をおこなった。また社会保障制度審議会は、七九年一〇月の建議で、六五歳支給とする場合の前提条件に高齢者の雇用政策をあげていたが、六五歳支給だけを取り入れたため、「つまみ食い」であるなどの批判が出された。

こうした両審議会の批判をうけた厚生省は、支給年齢引上げを見送る(訓示規定)として、閣議に諮り、その結果「厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が国会に上程されることになった。国会では、健保法案と同様、四党修正合意事項等により修正されたが結局健保法案とともに廃案となった。

## 共済年金改正法案の成立

国家公務員共済組合法をはじめとする各種共済組合法の年金(長期給付)部分の改正法案(五件)は、昨年二度の廃案を経て、第九一国会冒頭の七九年二月二日に、前国会の参院での継続審議の法案のまま可決成立した。改正法の主な改正項目は、(1)年金額を三・六%引き上げたこと、(2)年金支給開始年齢を五五歳から六〇歳に引き上げたこと、(3)高額給与所得を得ている受給者にたいして退職年金の一部支給停止をおこなうこと、(4)開始年齢以前に退職する場合に支給される減額退職年金の支給率を年四%から八%へと引き下げること、(5)国庫負担割合を暫定的に増額することなどである。

なお、改正法には、労働側の意向を反映した「六〇歳への引き上げに当っては、将来の雇用保障との関連に十分配慮し、段階的に退職勧奨年齢等を引き上げる」等の付帯決議が加えられた。

今回の改正を経て、大蔵省は各種共済年金制度の基本的あり方を横断的に検討するため蔵相の私的諮問機関として、「共済年金制度基本問題研究会」(座長・今井一男)を八〇年六月に発足させた。

日本労働年鑑 第51集 1981年版

発行 1980年11月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

労働旬報社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

